



新座市選管告示第2号

衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条
ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移替えを、次の期間延期する。

令和8年1月20日

新座市選挙管理委員会
委員長 鈴木 茂



登録の移替えを延期する期間 令和8年1月19日から同年2月8日まで